



不法投棄禁止について

ごみの不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄を行うと、「廃棄物の処理および掃除に関する法律」により5年以下の懲役・1千万円以下(法人は3億円以下)の罰則が科せられます。※違法行為をやめましょう。

日頃から、市民の皆さん協力して不法投棄がされない環境づくりをすること大切です。

ごみを捨てられない為に、管理する土地の草刈りを行ったり、周りに柵を設置したり、簡単に出入りされないようにチェーンなどを使ったり、自衛策を講じ適正な土地の管理をお願いします。

不法投棄が行われ、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者がごみの撤去・処理を行わなければなりません(廃掃法第5条「清掃の保持」による)。不法投棄防止にご協力ください。



犬・猫を飼うときのルールやマナーを守りましょう

犬を飼うときのルール

- ①放し飼いはしない
- ②宮古島市に登録し、狂犬病の予防注射を受けましょう
- ③ノミダニ対策などきちんと健康管理をしましょう
- ④鳴き声や臭いなど近所の人に気を配る
- ⑤「待て」など適正なしをつけをする
- ⑥散歩の時はリードを必ず付けましょう
- ⑦散歩時のフンは持ち帰りましょう

「宮古島市飼い犬取締条例」により、放し飼いは禁止!

猫を飼うときのルール

- ①交通事故など危険目に逢つたり、外でフンや尿をするなど近所迷惑にならないように室内で飼いましょう
- ②避妊去勢手術をして責任を持って世話を出来る頭数を飼いましょう
- ③ノミダニの発生などで迷惑にならないように近所に気を配りましょう
- ④首輪に飼い主の名前と連絡先などが分かる迷子札を付けましょう

動物の遺棄は犯罪! 1年以下の懲役、100万以下の罰金です。

忘れないで死の病 狂犬病

- 狂犬病は全ての哺乳類が感染する伝染病です。
- 狂犬病は治療法がなく人が感染し発症すると、ほぼ100%死亡します
- 日本では、1949年に76人が狂犬病で死亡しています。平成18年には、京都と横浜で2人が死亡しています。
- WHOでは狂犬病予防接種が70%あれば、地域での狂犬病のまん延防止が出来るとしています。宮古島市の狂犬病予防接種率は57%です
- (令和4年11月末現在)

○飼い犬の予防接種は狂犬病予防法で

飼い主の義務とされています。 国 環境保全課 79-5283



税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日(1月1日)以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方を相続人のうちから指定して頂くことができます(地方税法第9条の2)。

相続人のうちのひとりに、「相続人代表者指定届(兼固定資産現所有者申告書)」を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。

相続人の把握のために、相続人のうちのひとりに、「(相続人代表者指定届兼)固定資産現所有者申告書」(同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3)を送付しますので、相続人にてご確認の上、ご提出をお願いいたします。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます(地方税法第43条第5項)。

当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることができます。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

令和5年度以降の固定資産納税通知書及び納付書送付について

令和5年度以降は、本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、相続人による相続登記が賦課期日までに完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります(地方税法第9条第4項)。

納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人でご確認の上納付をお願いいたします。

なお、本市の相続人調査が納税通知書送付に間に合わない場合は、これまで通り、代表者の方にのみの送付となりますので、ご了承ください。

国 税務課 資産税調査係 72-3751
(内線 2448、2451)



多重債務者無料相談を実施中

沖縄弁護士会は借金を抱えている方からの相談を受け付けています。

弁護士が電話や対面での相談に対応します。

相談は初回無料です。

借金返済に困っている方は是非ご利用ください。

受付: 月曜日～金曜日

9時30分～17時00分

(12時～13時を除く)

問 沖縄弁護士会事務局 ☎ 098-865-3737

- ①令和4年度 危険物取扱者試験
- ②令和4年度 消防設備士試験

試験日 ①令和5年2月19日(日)

②令和5年3月 5日(日)

試験会場

- ①宮古工業高校、那覇工業高校、八重山農林高校、琉球大学共通教育棟、農業大学校
- ②琉球大学 理学部

試験の種類

- ①甲種、乙種(第1～6類)、丙種
- ②午前の部 乙種(第1～7類)
午後の部 甲種(特類、第1～5類)

受付期間

①1月 6日(金)～1月18日(水)

②1月 20日(金)～1月31日(火)

願書配布先

各消防本部予防課、県宮古事務所総務課
県八重山事務所総務課、消防試験研究センター
ジュンク堂書店那覇店

※電子申請でも受付できます。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

問 (一財) 消防試験研究センター沖縄県支部
☎ 098-941-5201



沖縄県の最低賃金について

沖縄県内の使用者は、この賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

沖縄県の最低賃金	時間額 853 円
(産業別) 新聞業の最低賃金	時間額 879 円

【適用除外】①～③の方は新聞業であっても沖縄県の最低賃金 853 円が適用されます。

- ①18歳未満または65歳以上の者
- ②雇入れ後 6ヶ月未満のもので技能習得中の者
- ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

お知らせ

納税のお知らせ

納期限: 1月4日(水)

- ・介護保険料 6期(徴収月12月分)
▶高齢者支援課 介護保険料 ☎ 73-1964
- ・後期高齢者医療保険料 6期(徴収月12月分)
▶国民健康保険課 後期高齢者医療係
☎ 72-3751(代)(内 2646、2647)

納期限: 1月31日(火)

- ・市県民税 4期
▶納税課 収納管理係 ☎ 72-3751(内 2477)
- ・介護保険料 7期
▶高齢者支援課 介護保険料 ☎ 73-1964
- ・後期高齢者医療保険料 7期
▶国民健康保険課 後期高齢者医療係
☎ 72-3751(代)(内 2646、2647)
- ・国民健康保険税 7期
▶国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 73-1973



相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

- ・1月12日(木)、26日(木)17時15分～18時45分
- ・場所: 市役所1階 国民健康保険課
- ・お問合せ: 国民健康保険課 ☎ 73-1973



ふれあい総合相談支援センター

- ・毎週 月～金(祝祭日除く)
- ・受付時間 8時30分～17時
- ・場所: 社会福祉協議会 ☎ 72-3193

無料人権相談

- ・1月 17 日(火) 13時半～16時
場所: 市役所1階 地域振興課
- ・1月 18 日(水) 14時～16時
場所: 前里添多目的施設(佐良浜)
お問合せ: 地域振興課 ☎ 73-4905

女性相談室

- ・毎週 月～金 9時～17時
- ・場所: 市役所1階 児童家庭課 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

- ・平日: 10時～12時 / 13時～16時
- ・場所: 市役所1階 地域振興課 ☎ 73-2695
- ・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

- ・日時: 1月11日(水)、25日(水)
18時～20時 ※要予約
- ・場所: 市役所1階 地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905